

大阪市人事委員会告示第 1 号

不利益処分の審査に関する規則（昭和26年大阪市人事委員会規則第 4 号）第20条第 3 項及び第 4 項の規定に基づき、送達すべき次の裁決書の正本は、大阪市人事委員会（行政委員会事務局任用調査部任用調査課）において保管し、送付を受けるべき者に対し、何時でもこれを交付するので、次のとおり公示する。

なお、公示をした日の翌日から起算して14日を経過したときは、当該裁決書の正本の送付があったものとみなす。

令和 7 年 5 月 30 日

大阪市人事委員会

委員長 西村 捷三

裁決書の種類	請求者氏名
昭和49年 2 月 19 日付けでされた審査請求に対する令和 7 年 5 月 23 日付けの裁決書	山崎 勝、澁谷 満穂、四ツ谷 光子、伊ヶ崎 淑彦、岡田 良子
昭和50年 3 月 26 日付けでされた審査請求に対する令和 7 年 5 月 23 日付けの裁決書	山崎 勝、長谷川 利則
昭和51年 7 月 17 日付けでされた審査請求に対する令和 7 年 5 月 23 日付けの裁決書	山崎 勝、長谷川 利則
昭和56年 3 月 18 日付けでされた審査請求に対する令和 7 年 5 月 23 日付けの裁決書	長谷川 利則、岩井 貞雄、山中 幹男、田中 洋子、中西 米一、中川 郁子、谷川 昭、山本 修子、浅井 治、大野 史朗
昭和57年 3 月 25 日付けでされた審査請求に対する令和 7 年 5 月 23 日付けの裁決書	長谷川 利則、岩井 貞雄、山中 幹男、田中 洋子、中西 米一
昭和58年 9 月 27 日付けでされた審査請求に対する令和 7 年 5 月 23 日付けの裁決書	長谷川 利則、岩井 貞雄、山中 幹男、中西 米一

昭和60年5月13日付けでされた審査請求 に対する令和7年5月23日付けの裁決書	長谷川 利則、岩井 貞雄、山中 幹 男、中西 米一、谷川 昭、水谷 友 次
---	---

(行政委員会事務局任用調査部任用調査課)